

平成28年(健)第642号

平成29年3月31日裁決

主文

本件再審査請求を却下する。

理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、〇〇健康保険組合が平成〇年〇月〇日付で請求人に対してした、後記第2の2(2)記載の本件通知を取り消すことを求める、ということである。

### 第2 事案の概要

#### 1 事案の概要

本件は、保険者を〇〇健康保険組合(以下「保険者組合」という。)とする健康保険の被保険者である請求人が、同人の被扶養者とされていた妻B(以下「B」という。)について、保険者組合から、平成〇年〇月〇日付「被扶養者認定不該当について」と題する書面により、被扶養者認定不該当日を「平成〇年〇月〇日」とし、被扶養者認定不該当理由を「平成〇年分収入が扶養認定の基準以上となったため。」として、被扶養者認定を不該当とする旨の通知(以下「本件通知」という。)をされたことを不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に再審査請求をした事案である。

#### 2 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、保険者組合を保険者とする健康保険の被保険者であり、Bは、請求人の被扶養者とされていた。
- (2) 保険者組合は、平成〇年〇月〇日請求人に対し、同日付「被扶養者認定不該当について」と題する書面により、Bについて、被扶養者認定不該当日を「平成〇年〇月〇日」とし、被扶養者認定不該当理由を「平成〇年分収入

が扶養認定の基準以上となったため。」として、本件通知をした。

- (3) 請求人は、本件通知を不服として、平成〇年〇月〇日(受付)、標記の社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対し、審査請求(以下「本件審査請求」という。)をした。
- (4) 審査官は、平成〇年〇月〇日付で、本件審査請求の不服の対象とされているのは、被扶養者の認定という事実確認行為であり、健保法第189条の規定により審査請求の対象とすることのできる処分には当たらないから、本件審査請求は不適法であって補正することができないとして、本件審査請求を却下する決定をした。
- (5) 請求人は、なおも、本件通知を不服として、当審査会に対し、再審査請求をした。

### 第3 当審査会の判断

- 1 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第69号。以下「平成26年法律第69号」という。)による改正前の社会保険審査官及び社会保険審査会法(以下「社保審査法」という。)によれば、審査官に対する審査請求及び社会保険審査会に対する再審査請求又は審査請求の対象とすることができるのは、社保審査法に規定されている平成26年法律第69号による改正前の健康保険法(以下「健保法」という。)等による処分に限られていることが明らかである。これを健保法に関するものについて挙げると、審査官に対する審査請求及び社会保険審査会に対する再審査請求をすることができるものとして、被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分、社会保険審査会に対する審査請求をすることができるものとして、保険料等の賦課若しくは徴収の処分又は同法第180条の規定による処分(注:保険料等の督促及び滞納処分)が明記されているところである(健保法第189条第1項及び第190条)。
- 2 そして、健保法第192条は、同法第

189条第1項又は第190条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求又は審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができないと規定しているから、健保法第189条第1項及び第190条にいう「処分」とは、行政事件訴訟法第8条第1項所定の処分の取消しの訴えの対象となる処分すなわち、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（行政事件訴訟法第3条第2項）と同義と解すべきところ、上記「処分」は、行政庁の法令に基づく行為の全てを意味するものではなく、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいうと解するのが相当である（行政事件訴訟特例法（昭和23年法律第81号。昭和37年法律第139号により廃止されたもの。）第1項の「行政庁の処分」についての最高裁判所昭和37年（オ）第296号同39年10月29日第一小法廷判決・民集第18巻第8号1809頁参照）。

3 ところで、健保法上の適用事業所に使用される者は、適用除外されるものを除いて、その使用されるに至った日に被保険者資格を取得し、当該事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者資格を喪失することになるところ、この被保険者資格の取得及び喪失は、保険者等（本件においては、保険者組合。）が確認を行うことにより、その効力が生じ、その確認は、適用事業所の事業主からの届出又は被保険者又は被保険者であったものの請求に基づき、若しくは保険者等の職権により、行われる（健保法第3条、第35条、第36条、第39条及び第48条並びに第51条）が、事業主から保険者に対する被保険者の資格取得の届出は、当該事実があった日から5日以内に行うものとし、被保険者が被扶養者を有するときは、健康保険被保険者資格取得届に被扶養者届を添付しなければなら

いとされている（健保法施行規則（以下「健保則」という。）第24条第1項、第2項）。

そして、被扶養者とは後期高齢者医療の被保険者である者を除いて、被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫及び弟妹であって、主としてその被保険者により生計を維持するもの等をいうとされている（健保法第3条第7項第1号から第4号まで）が、健保法及び健保則上は、被扶養者たる資格の確認等に関する定めは存しないのであって、健保則第24条第1項及び第2項が上記のとおり定めているほかは、健保則第38条が、被保険者は、被扶養者を有するとき、又は被扶養者を有するに至ったときは、5日以内に、① 被扶養者の職業、収入、住所、氏名、性別及び被保険者との続柄、② 被扶養者が被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫、及び弟妹以外の者であるときは、同一の世帯に属した年月日及び扶養をするに至った理由を記載した被扶養者届を事業主を経由して健康保険組合に提出しなければならないと定め、上記の事項に変更があったときは、その都度、事業主を経由して、健康保険組合に届け出なければならないと定めるのに止まるのである。また、実務上は被扶養者認定という言葉が広く使われていることが認められるが、健保法上は、被扶養者の「認定」あるいは、被扶養者資格の「確認」という文言ではなく、被保険者資格のような「被扶養者資格の取得時期」及び「被扶養者資格の喪失時期」についての定めもなく、健保則にも被扶養者の「認定」という文言はない。しかして、健康保険の保険料額は、標準報酬月額及び標準賞与額に保険料率を乗じて算定されるのであり（健保法第156条等）、保険料の賦課ベースは被保険者の賃金のみで、被扶養者の収入等は被保険者が拠出する保険料には影響を及ぼさないものであり、被扶養者の有無・人数等を考慮した割増の保険料が賦課されることもない。また、保険給付の形態を見ると、健保法は、「療養の給付」

という現物給付と療養の給付を補完するものとしての「療養費の支給」という現金給付を規定し、被保険者に対しては、療養の給付を原則とし（第63条）、被扶養者に関しては、被保険者に対する家族療養費を支給することを規定している（第110条第1項）が、保険者は、被扶養者が保険医療機関及び保険薬局に支払うべき療養に要した費用について、家族療養費として被保険者に支給すべき額の限度において、被保険者に代わり、当該保険医療機関及び保険薬局に支払うことができるとされ、この支払があったときは、被保険者に対し家族療養費の支給があったものとみなすとしている（同条第4項及び第5項）。以上のように、健保法上は、被扶養者を被保険者と同列に扱ってはならず、被扶養者をいわば被保険者に附属するものとして扱っているといつてよい。

4 上記のような検討の結果を踏まえて、本件通知についてみるに、本件記録によると、本件通知は、保険者組合が平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「被扶養者認定不該当について」と題する書面によって行ったものであるが、その内容は、以下のとおりである。

「前略 日頃は健康保険組合の運営にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、今般、お申し出いただきました平成〇年分の収入をもとに、被扶養者認定審査を実施した結果、下記の被扶養者につきましては、被扶養者認定を不該当としますことを通知申し上げます。

つきましては、「健康保険被扶養者変更届」、「保険証」を貴殿の所属する事業所にご提出いただきますようお願いいたします。

手続き後に「健康保険資格喪失証明書」を発行いたします。これをご持参いただき、他の健康保険（国民健康保険等）に加入手続き下さい。

なお、被扶養者認定不該当により、不該当機関に医療機関等を受診された場合

は、後日、医療費等の取り扱いを別途ご連絡いたします。

草々

記

被扶養者氏名	B
被扶養者生年月日	昭和〇年〇月〇日
続柄	妻
記号・番号	〇〇・〇〇〇

被扶養者認定不該当理由

平成〇年分収入が扶養認定の基準以上となつたため。

被扶養者認定不該当日

平成〇年〇月〇日

以上」

5 本件通知は、その内容からして、請求人の被扶養者とされていたBについて、平成〇年分収入が扶養認定の基準以上となつたことを理由として、平成〇年〇月〇日付で、被扶養者認定を不該当としたことを請求人に通知したものであり、被扶養者認定不該当日の前後において、請求人の被保険者としての地位に変更はなく、その法的地位に何らの影響を及ぼすものではないから、Bの被扶養者認定を不該当とした事実を請求人に通知したものに過ぎず、健保法第180条第1項所定の被保険者の資格に関する処分には当たらないし、Bに係る家族療養費給付等の具体的な請求権に関するものではないから、保険給付に関する処分にも該当しないというべきである。

請求人は、Bの被扶養者性は、請求人の被保険者としての資格の一部であると主張するが、採用することはできない。また、請求人が引用する東京地方裁判所昭和58年1月26日判決（判例タイムズ第497号第139頁）は、被扶養者は被保険者資格の取得の確認について法律上の利益を有しないことを判示したものであって、本件事案に適切ではない。

なお、関連する事項について判断した東京高等裁判所の決定があるので、附言する。XがY（健康保険組合）に対し、Xの母であるAについて、健康保険の被扶養者としての権利を有することの

確認を求めた仮処分命令申立事件の抗告審（東京高等裁判所平成25年（ラ）第1405号被扶養者の地位保全仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件）において、東京高等裁判所平成25年8月15日決定（賃金と社会保障1638号48頁）は、被扶養者認定について、「本件は、健康保険法に基づいて、健康保険組合の組合員である適用事業所の労働者の保険給付等に関する事務を担当する健康保険組合であるYが行った判断であり、それによって生じる効果も法律で決まる内容であることからすると、被扶養者の認定は、公権力の行使に当たる行為であると認めるのが相当である。」「仮に、被扶養者の認定が狭義の行政処分そのものではないとしても、被扶養者の認定は、保険給付に係る行政処分に密接に関連する前提事実の認定としての性質を有し、被扶養者と認定されることによって生ずる権利関係も、これにより、保険給付の範囲及びその内容が決定されるという保険給付に係る公法上の権利関係に他ならないから、行政事件訴訟法第44条の「公権力の行使に当たる行為」に該当することに変わりはなく、所論はこの点からも失当である。」と判示しているが、この事案は、私法上の法律関係を前提とする仮処分命令申立事件について、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為につき、民事保全法に規定する仮処分の排除を定める行政事件訴訟法第44条に該当するかどうかを判断したものであり、Aについて健康保険組合契約上の被扶養者としての権利を有することの確認を求めた仮処分命令の申立てを却下する理由として説示されたものであるから、本件とは事案を異にし、本件に適切ではない。

- 6 以上のとおりであるから、本件においては、直接請求人の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められている公権力の行使としての「処分」は存在しない。そうすると、本件審査請求は、不服の対象となる処分を欠く

から不適法であり、その事柄の性質上、その不備を補正することができないから、これを却下すべきものである。

- 7 しかし、当審査会に対する再審査請求が適法とされるためには、法律上、これに先行する審査請求が適法にされていることを要すると解されること、本件審査請求は、上記のとおり不適法なものといわざるを得ない。したがって、本件再審査請求は、適法な審査請求を経ないでされたものであるから不適法であり、この不備を補正する余地もない。

よって社保審法第44条、第6条の規定に基づき、本件再審査請求を却下することとして、主文のとおり裁決する。